

令和6年度第1回碧南市地域公共交通活性化協議会

日時 令和7年3月18日（火）

午前11時から

場所 碧南市役所7階 議員大会議室

1 役員の任命

2 自己紹介

3 議題

- (1) 碧南市の公共交通の現況について
- (2) 令和6年度くるくるバスのダイヤ改正について
- (3) 令和7年度実施事業について

4 その他

次回開催予定 令和7年6月23日（月）午前10時から
碧南市役所7階 議員大会議室にて

(1) 碧南市の公共交通の現況について

① 名鉄三河線

図 碧南市内 名鉄三河線駅利用者数の推移

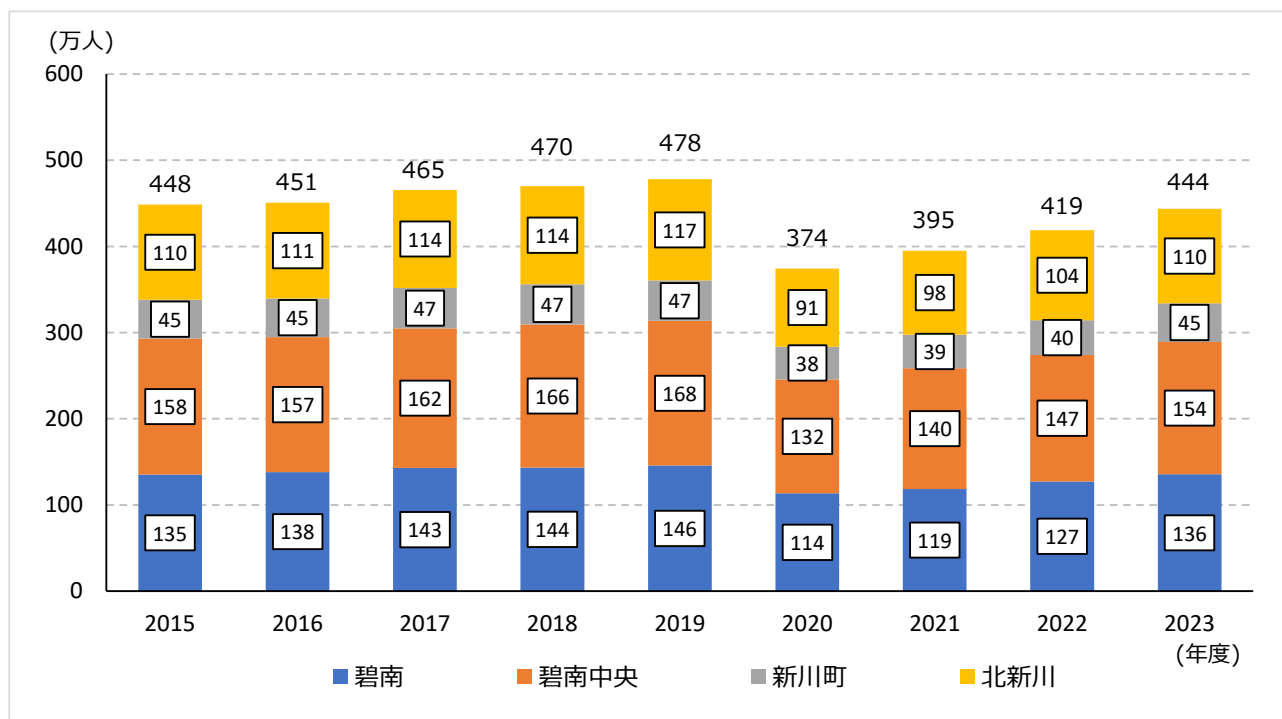


表 碧南市内 名鉄三河線駅利用者数の推移

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	対前年	対2019年度
碧南	1,353,302	1,381,261	1,428,543	1,434,961	1,457,019	1,135,402	1,184,833	1,272,678	1,356,427	106.6%	93.1%
碧南中央	1,578,050	1,567,923	1,620,406	1,658,435	1,678,078	1,322,608	1,400,740	1,467,599	1,537,153	104.7%	91.6%
新川町	450,382	447,102	468,926	469,283	470,058	378,074	389,993	403,898	447,293	110.7%	95.2%
北新川	1,103,405	1,109,545	1,135,849	1,136,364	1,173,373	908,059	974,620	1,040,943	1,094,983	105.2%	93.3%
合計	4,485,139	4,505,831	4,653,724	4,699,043	4,778,528	3,744,143	3,950,186	4,185,118	4,435,856	106.0%	92.8%

表 碧南市地域公共交通計画の目標指標と目標値

	目標指標	計画策定時 [2022]	今回 [2023]	目標値 [2028]
基本 目標3	⑥名鉄三河線の利用者数 (市内4駅)	4,185,118 人/年	4,435,856 人/年	4,770,000 人/年

② ふれんどバス

図 ふれんどバス利用者数の推移

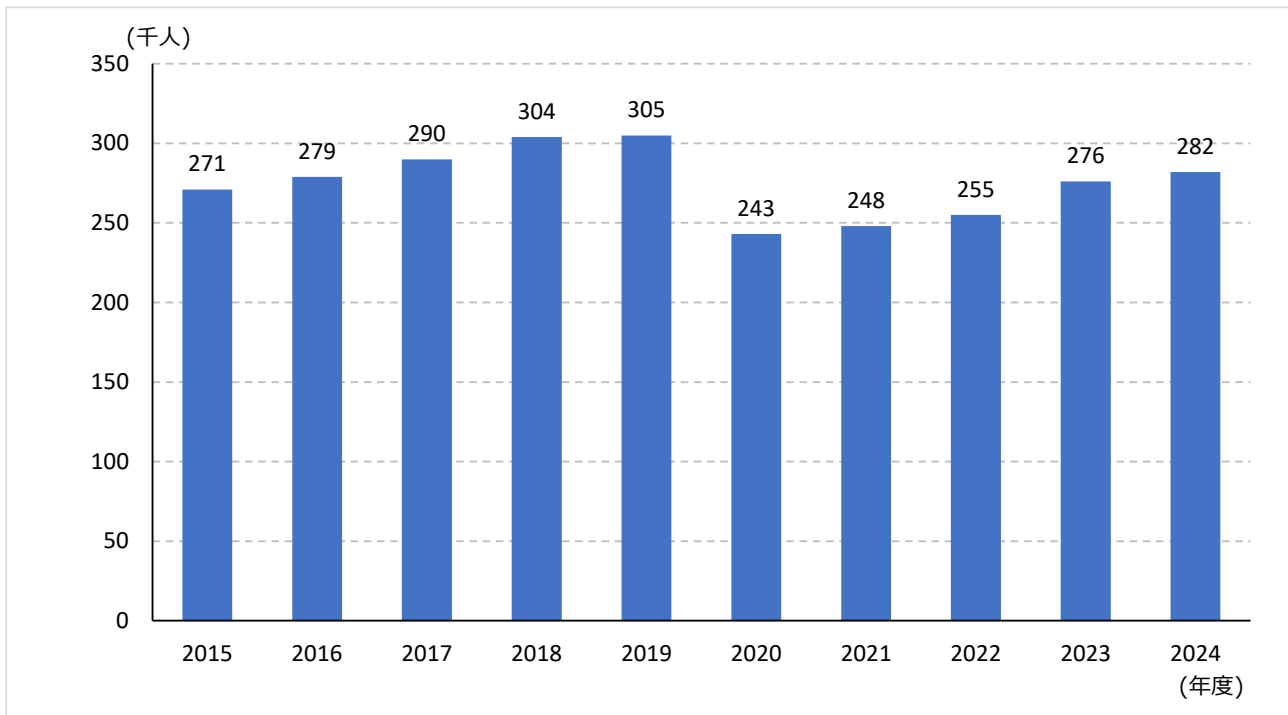


表 ふれんどバス利用者数の推移

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	対2019年度
利用者数	270,867	279,270	290,367	303,966	304,706	92.4%
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	対前年
利用者数	242,928	247,915	255,499	276,002	281,541	102.0%

※ふれんどバスは2023年10月～2024年9月の値を2024年度の利用者数としています

表 碧南市地域公共交通計画の目標指標と目標値

	目標指標	計画策定時 [2023]	今回 [2024]	目標値 [2028]
基本 目標3	⑦ふれんどバスの利用者数	276,002 人/年	281,541 人/年	300,000 人/年

表 碧南市地域公共交通計画の確認指標

確認指標	計画策定時 [2022]	今回 [2023]
⑥ふれんどバスの利用者一人当たりの行政負担額 (国県補助+西尾市碧南市負担額÷当該年度利用者数)	427.1 円	396.5 円

③ くるくるバス

図 くるくるバス利用者数の推移

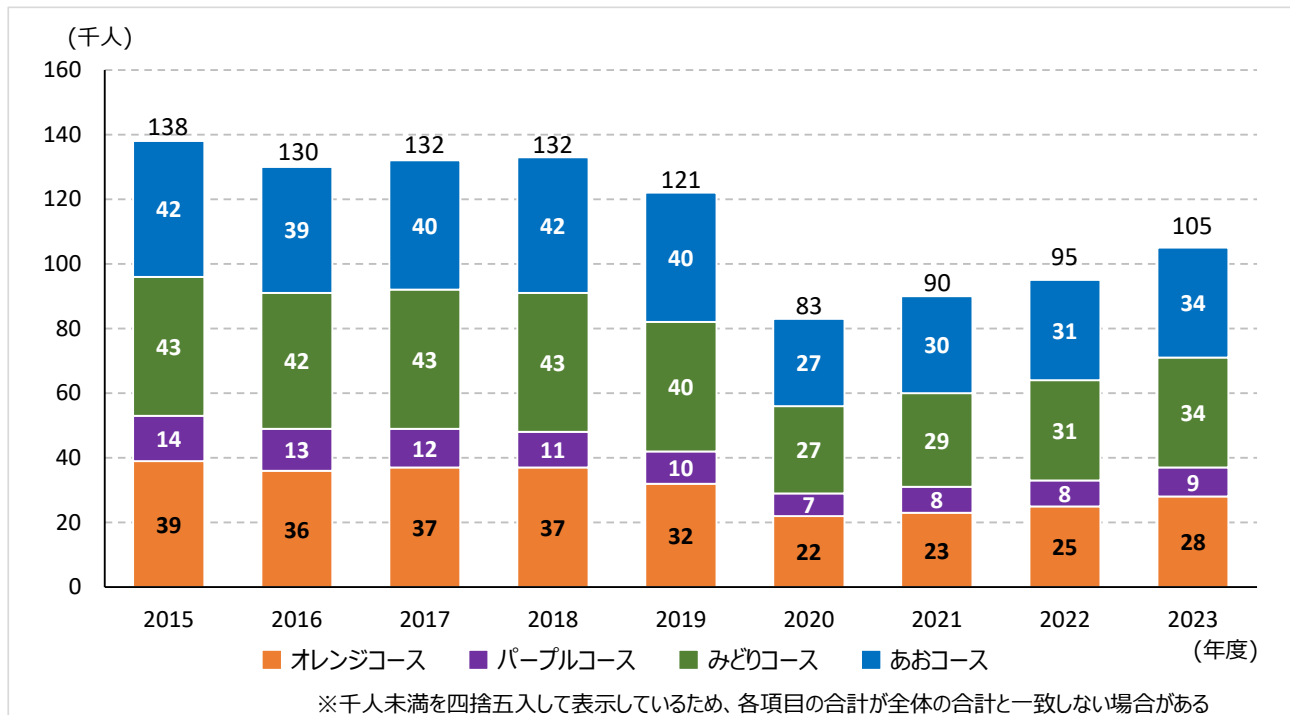


表 くるくるバス利用者数の推移

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	対前年	対2019年度
オレンジ	38,989	36,309	36,667	36,937	31,502	22,086	23,185	25,135	28,175	112.1%	89.4%
パープル	13,557	13,065	12,137	10,915	9,980	6,802	7,743	7,805	9,321	119.4%	93.4%
みどり	43,073	41,628	43,005	42,529	39,808	26,573	29,275	31,117	34,253	110.1%	86.0%
あお	41,892	39,371	39,734	41,725	39,864	27,347	29,666	30,607	33,695	110.1%	84.5%
合計	137,511	130,373	131,543	132,106	121,154	82,808	89,869	94,664	105,444	111.4%	87.0%

表 碧南市地域公共交通計画の目標指標と目標値

	目標指標	計画策定時 [2022]	今回 [2023]	目標値 [2028]
基本 目標 1	①地域内交流交通の利用者数	94,664 人/年	105,444 人/年	120,000 人/年

表 碧南市地域公共交通計画の確認指標

確認指標	計画策定時 [2022]	今回 [2023]
③くるくるバスの利用者一人当たりの行政負担額 (運行経費(燃料費含む、車両購入費を除く)÷当該年度利用者数)	556.3 円	491.3 円

④ 一般タクシー

図 一般タクシー利用者数の推移

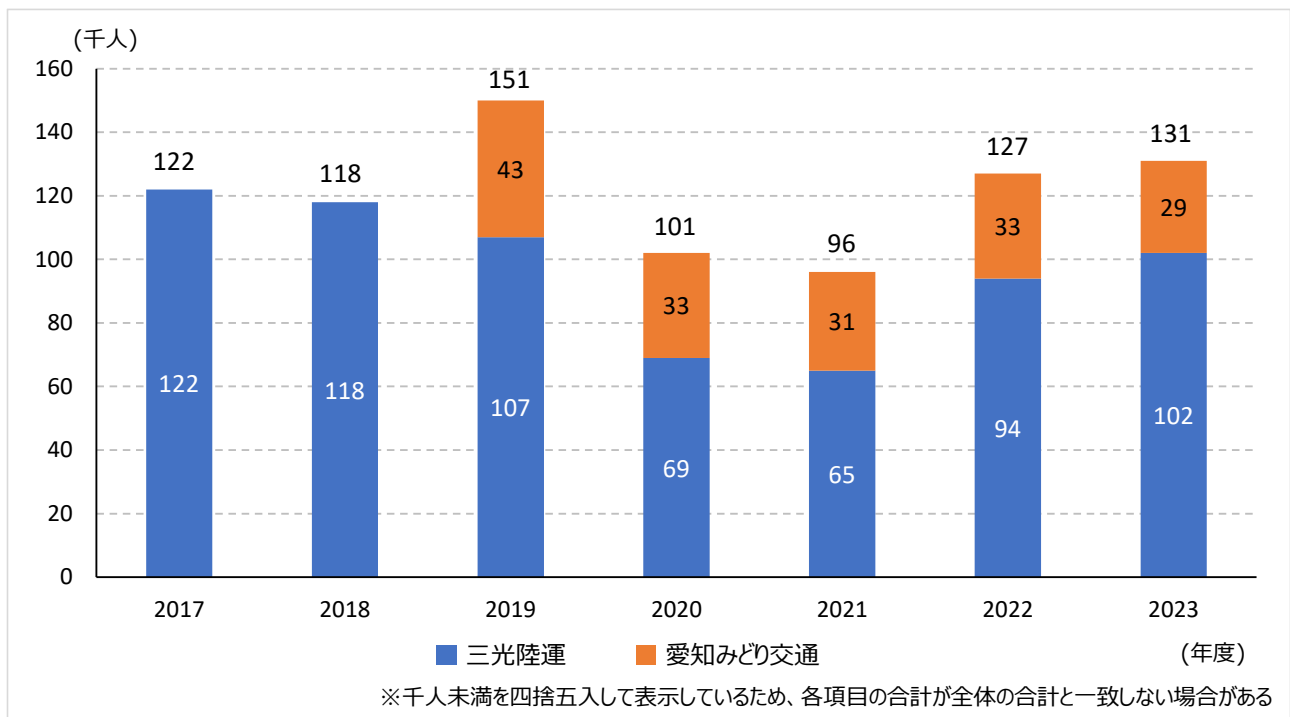


表 一般タクシー利用者数の推移

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	対前年	対2019年度
三光陸運	121,847	118,177	107,447	68,608	65,075	94,051	102,027	108.5%	95.0%
愛知みどり交通			43,407	32,814	30,570	32,647	29,024	88.9%	66.9%
合計	121,847	118,177	150,854	101,422	95,645	126,698	131,051	103.4%	86.9%

表 碧南市地域公共交通計画の目標指標と目標値

	目標指標	計画策定時 [2022]	今回 [2023]	目標値 [2028]
基本 目標1	②一般タクシーの利用者数	126,698 人/年	131,051 人/年	150,000 人/年

(2) 令和6年度くるくるバスダイヤ改正について

Hekinan

広報へきなん

2月
2025 No.1963

3/3(月)から

くるくるバスが
もっと便利に！



PICK UP

住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金／

常任統計調査員・国勢調査調査員募集 P5

防災関連情報 P6-7

市政アンケート結果報告 P12-13

3月2日(日)は市民駅伝 交通規制を行います P16

3月3日(月)から くるくるバスがもっと便利に!

問 商工課商工観光係
☎ 95-9894

2024年3月に碧南市地域公共交通計画を策定しました。3つの基本目標を元に、令和6年度から5か年で計画を実施していきます。その中で、まずは基本目標1の取り組みとして、バス停の新設・移設、ダイヤ改正をします。また、車内アナウンスで最寄りの病院名などを案内しますので、降りるバス停が分かりやすくなります。

- 基本目標1 市内の移動を支える公共交通の利用環境を改善します
基本目標2 関係者が連携・協働し、みんなが元気になる取組みを展開します
基本目標3 人の流れに対応した広域公共交通ネットワークを維持・活性化します

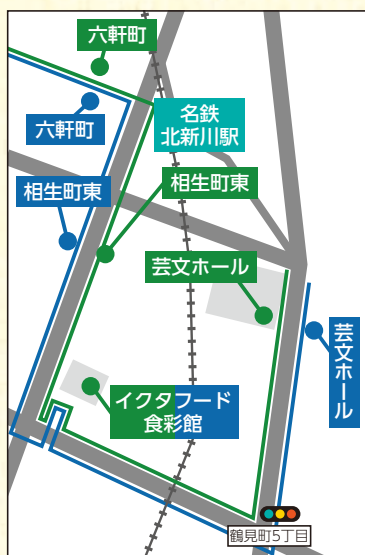


change/

1 買い物で利用しやすくなります!

店舗敷地内へバス停を新設・移設します

① イクタフード食彩館 (あお・みどりコース)



② ドミー新川店 (パープルコース)



③ ドミー大浜店 (あお・みどりコース)



店舗前道路にバス停を移設、バス停名が変わります

④ バロー碧南店 (音羽町から移設/オレンジ・パープルコース)



・ピアゴ碧南東店 (霞浦神社から移設/あお・みどりコース)

▼バス停名変更

- ・旭交番前→バロー碧南城山店 (あお・みどりコース)
- ・金山住宅→ゲンキー金山町店 (あお・みどりコース)

バス停を新設します

⑤ 久沓町北、BTS高浜、アオキスーパー碧南店 (あお・みどりコース)



change/

2 バス停の位置が変わります!

バス停を駅舎に近づけます

⑥新川町駅 (右図)
(あお・みどりコース)

100mほど南へ移動します

平七町、志貴崎町バス停
(あお・みどりコース)

新川町駅▷
(あお・みどりコース)



時刻表は2月中旬より市内
公共施設などに設置します。
詳しくはホームページを確認してください。



change/

3 他の公共交通機関 への乗り換えが しやすくなります!

名鉄電車、ふれんどバスへの
乗り換えが便利になります

新たにみどり・あおコースを名
鉄碧南駅に接続し、名鉄電車、
ふれんどバスとの乗り換えが便
利になります。

チョイソコたかはまへ
乗り換えが可能に
なります

BTS高浜にバス停 (あお・
みどりコース) を新設し、
チョイソコたかはまと
乗り換えできます。
利用には条件があるので、
詳しくはホームページを
確認してください。



利用者の声



永津さん

普段は自転車通学ですが、雨の日や親に朝送ってもらった帰りに利用しています。無料だから高校生でも気にせず乗れます。ほぼ毎日利用している友だちは、学校が終わる時間によってコースや乗車するバス停を変えることもあるようです。



草野さん

買い物や東部市民プラザのお風呂へ行くために、ほぼ毎日利用しています。買い物で利用しているので、お店の前にバス停ができるのは、ありがたいです。

私たちが運転しています



毎朝、2人1組でブレーキランプや車いすの昇降機などの点検をしてから運行しています。

よく利用されている方は、乗車・降車するバス停がいつも同じなので、たまに乗っている間に寝てしまった場合には降車するバス停で声をかけることもあります。逆に、仕事以外でばったり会った時に、お客様から声をかけてもらえるのはうれしい瞬間です。

利用者とコミュニケーションがとれるのは、地域の足になるくるくるバスならではのようです。運転手同士もコミュニケーションとりながら、楽しく仕事ができています。



車いすの昇降機を点検する様子

▼くるくるバス運転手募集

問 商工課商工観光係 ☎ 95-9894

資格 大型一種免許

勤務時間 6時～19時（シフトにより異なる）

¥ 日給9,700～13,600円（シフトによる）

申 電話でレスクル(株)西尾営業所（☎0563-65-2401）

基本目標2の利用者が元気になる取り組みもしています！

くるくるバスに
お絵描きを
しよう！



10月20日に開催された大浜てらまちウォーキングで、車体にお絵描きしたり、乗車体験ができるイベントを開催しました。皆さんの絵が描かれたバスは、そのまま市内を走っています。

くるくるバスがカードに！

くるくるバスがのりものカードになりました。愛知・岐阜・三重の様々な公共交通機関がカードになって配布されています。バスだけでなく、電車や船など様々なのりものがあり、カードを使ってじゃんけんやすごろく遊びで楽しめます。

くるくるバスののりものカードは商工課窓口で配布しています。



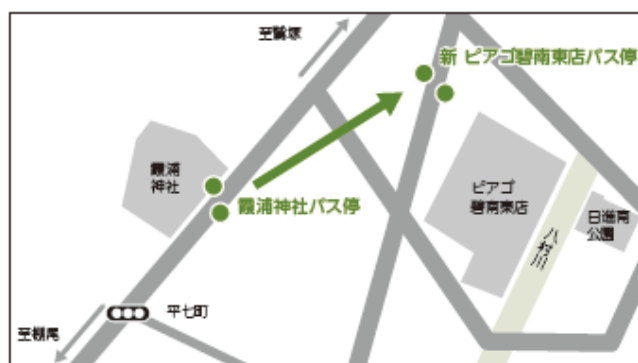
お知らせ
news

ピアゴ碧南東店バス停を新設します！

12月号

問 商工課商工観光係 ☎ 95-9894

12月16日(月)よりくるくるバスあお・みどりコース霞浦神社バス停を廃止し、ピアゴ碧南東店バス停を新設します。現在の霞浦神社バス停のダイヤがそのままピアゴ碧南東店バス停のダイヤとなります。時刻表は2次元コードから確認してください。



(3) 令和7年度 碧南市の地域公共交通に関連した事業の計画

① 【 碧南市総合公共交通マップの作成・配布 】

→碧南市地域公共交通計画 **基本目標Ⅰ 事業項目B** 及び**基本目標Ⅱ 事業項目E** に該当する事業

碧南市ではくるくるバスの路線図・時刻表を作成しているが、名鉄三河線やふれんどバスのルート・時刻検索、タクシー会社等への問合せが可能となる、碧南市の総合的な公共交通マップの作成を行う。

また、公共交通マップ内で、観光・商業事業と連携することを検討する。

② 【 くるくるバス乗り物カード配布事業 】

→碧南市地域公共交通計画 **基本目標Ⅱ 事業項目F** に該当する事業
名古屋鉄道株式会社が行う乗り物カード作成事業に参画し、くるくるバスの乗り物カードを配布する。令和6年度からの継続事業。



③ 【 名鉄三河線複線化促進事業 】

→碧南市地域公共交通計画 **基本目標Ⅲ 事業項目G** に該当する事業

名鉄三河線複線化促進期成同盟会による利用者に親しみを持ってもらう事業。隔年で利用促進事業と要望会を行っている。令和7年度は名古屋鉄道本社にて要望会の実施を予定している。

④ 【 運転手募集広告 】

→碧南市地域公共交通計画 **基本目標Ⅱ 事業項目F** に該当する事業

令和6年度はくるくるバスの運転手募集記事を広報へきなん2度掲載した。

令和7年度は広報へきなんへの掲載だけでなく、ほかの媒体での広報も行う予定。

⑤ 名古屋鉄道株式会社実施事業

【名鉄ハイキングの実施】

→碧南市地域公共交通計画 **基本目標Ⅱ 事業項目E** に該当する事業

おでかけの創出（公共交通利用促進）、地域活性化への共創

2025年5月17日（土）～18日（日）

「海を潜り抜け1日で碧南と半田の発酵食文化に触れるコース」

⇒碧南駅スタート（住吉町駅ゴール）

2025年5月31日（土）～6月1日（日）

「花しょうぶの彩りを楽しむ油ヶ淵の水辺と応仁寺コース」

⇒碧南中央駅スタート 北新川駅ゴール

⑥ 名鉄バス株式会社実施事業

【ふれんどバス周辺校への定期券出張販売】

→碧南市地域公共交通計画 **基本目標Ⅲ 事業項目H** に該当する事業

碧南高校をはじめとするふれんどバス沿線の県立高等学校において、入学式での定期券出張販売を行い、高校生の通学利用の促進を図っている。令和6年度からの継続事業



○【イベント開催に伴う車両等の展示や、高齢者や小学生などを対象とした乗り方教室、交通安全教室の実施】

→碧南市地域公共交通計画 **基本目標Ⅱ 事業項目F** に該当する事業

自治体関係各所からの要望で行っているもの。実際のバスに触れていただくことで、バスを身近に感じてもらい、公共交通への理解と利用促進を図っている。



〈凡例〉

基本目標Ⅰ	
市内の移動を支える公共交通の利用環境を改善します。	
A	くるくるバスの利用環境の改善
B	利用者目線の分かりやすい情報案内
C	タクシー運行の活性化
D	地域内交流交通を補完する交通手段の検討
基本目標Ⅱ	
関係者が連携・協働し、みんなが元気になる取組みを展開します。	
E	利用者が元気になる取組みの展開
F	公共交通が元気になる取組みの展開
基本目標Ⅲ	
人の流れに対応した広域公共交通ネットワークを維持・活性化します。	
G	名鉄三河線の維持・活性化
H	ふれんどバスの維持・活性化

碧南市地域公共交通活性化協議会設置規程

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、碧南市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に関すること。
- (3) 市内の実情に応じた適切な乗合旅客運送の様態、運賃、料金等に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 鉄道事業者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
- (5) 市民又は利用者の代表
- (6) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者
- (7) 愛知県碧南警察署長又はその指名する者
- (8) 道路管理者の指名する者
- (9) 愛知県知事の指名する者
- (10) 市の職員
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、委員が欠

けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 協議会に次に掲げる役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監事 2名

2 会長は市長が委嘱し、副会長及び監事は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計監査を行い、監査の結果を協議会に報告する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、委員が会議に出席できない場合、当該委員の委任を受けた者の代理出席を認めることができる。

4 協議会の議事は、出席委員による全会一致により決することを原則とする。ただし、意見が分かれる等会長がやむを得ないと認めるときは、会長及び出席委員の3分の2以上の多数をもって決するものとする。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開にすることにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(書面による決議等)

第7条 前条の規定にかかわらず、会長は、災害その他やむを得ない理由により会議を開くことができない場合において必要と認めるときは、あらかじめ通知した協議事項について書面による調査及び決議（以下「書面決議等」という。）を行うことができる。

2 書面決議等は、委員の過半数が参加しなければ行うことができない。

3 書面決議等における議事は、参加した委員による全会一致により決することを原則と

する。ただし、意見が分かれる等会長がやむを得ないと認めるときは、会長及び参加委員の3分の2以上の多数をもって決するものとする。

- 4 前2項の規定により書面決議等を行った場合は、当該書面決議等をもって会議を開いたものとみなし、当該書面決議等に参加した委員を会議に出席したものとみなす。

(協議結果の取扱い)

第8条 協議会で協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(部会)

第9条 協議会に提案する事項について協議又は調整を行うため、必要に応じ協議会に部会を設置することができる。

- 2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が定める。

(分科会)

第10条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、経済環境部商工課において処理する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。